令和元年度第3回宮城県民間資金等活用事業検討委員会 議事録

- **1 日 時** 令和元年12月25日(水)午前9時30分~正午
- 2 場 所 宮城県行政庁舎 9 階 第一会議室
- 3 出席委員 7名(欠席1名:佐藤裕弥臨時委員)
- 4 出席者(敬称略)

(委員長)

增 田 聪 東北大学大学院経済学研究科教授

(副委員長)

今 西 肇 東北工業大学名誉教授

(委員)

江口 哲郎 宮城県総務部長

大泉 裕一 公認会計士・税理士

佐々木 雅康 弁護士

田 邉 信 之 宮城大学事業構想学群教授

(臨時委員)

<下水道分野>

大村 達夫 東北大学未来科学技術共同研究センター教授

(事務局)

岩 﨑 宏 和 企業局 技監兼次長(技術担当)

田代 浩次 企業局水道経営課 課長

大 沼 伸 同 技術副参事兼課長補佐(総括担当)

 内海
 章博
 同
 課長補佐(総轄担当)

 千葉
 隆史
 同
 技術補佐(総括担当)

臼 井 徹 同 技術補佐(総括担当)

稲村 武彦 同 技術主幹(水道経営改革推進班長)

佐藤 正俊 同 主任主査(副班長)

二藤部 賢司 同 主任主査

佐藤 洋生 総務部行政経営推進課 参事兼課長

槻田 典彦 同 副参事兼課長補佐(総括担当)

籏野 一浩 同 課長補佐(行政経営システム班長)

木村 敦子 同 主査

杉山 雅紘 同 主事

(事業アドバイザー)

伊丹 亮資 有限責任あずさ監査法人 パートナー

富田 大資 同 アシスタントマネジャー

【1. 開会】

●司会(行政経営推進課 籏野班長)

ただいまから令和元年度第3回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を開催します。

初めに、会議の成立について御報告させていただきます。本委員会は8名の委員で構成されておりますが、本日は7名の委員の方々に御出席いただいております。民間資金等活用事業検討委員会条例第5条第2項の規定により、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。なお、早稲田大学研究院准教授の佐藤裕弥臨時委員は本日御都合により欠席されています。

また、本委員会につきましては県の情報公開条例第19条の規定に基づき、平成30年度第1回委員会において、2回目以降の会議は非公開とすると決定しております。

それでは、開会にあたりまして、増田委員長から御挨拶を頂戴したいと思います。

増田委員長, よろしくお願いいたします。

●増田委員長

今年度第3回目の委員会となります。この委員会も含めて、県の総合計画の改定など、色々なものが急に動き出しているという実感が県民の皆さんにはあろうかと思います。

前回の委員会後,委員会の意見を反映した実施方針(案)を11月14日に副知事へ答申をしました。 報道されているように条例案が議会で可決され、昨日実施方針が公表されました。

本日は、実施方針に従い、PFI法の手続きであります特定事業の選定について議論する段階に入ります。さらに、モニタリング基本計画書や要求水準書の素案を詰め、その後、民間事業者からの提案を審査していくための募集要項等の基本的な考え方について議論を進めていくことになります。

重要なフェーズに入ってきたと思いますので、慎重な審議をしていきたいと思っております。今日はよろしくお願いします。

●司会(行政経営推進課 籏野班長)

増田委員長, ありがとうございました。

これから議事に入りますが、本日の委員会の議事は非公開で審議されることとなっておりますので、報道機関の方々は御退出願います。

それでは、以後の議事進行につきましては、増田委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたしま す。

【2.議事】

●増田委員長

それでは会議を進めていきたいと思います。

まず、本日の委員会の趣旨と進め方について、事務局から説明をお願いします。

●行政経営推進課 佐藤課長

本日の委員会の趣旨・進め方について御説明させていただきます。配布資料につきましては次第の2枚 目裏面に記載のとおりとなっております。資料の種類が多くなり、大変恐縮ですが、不足等ある場合は、 事務局までお申し出願います。

それでは、先ほど司会からもありましたとおり、本委員会では、第1回委員会において、第2回以降の委員会を非公開とすると決定されております。本日の会議を非公開とする理由について、念のため確認をしていきたいと思います。参考資料「会議の非公開について(情報公開条例)」を御覧いただければと思います。

本日は特定事業の選定に係る素案,要求水準書及びモニタリングの基本計画書の素案,それから募集要項及び優先交渉権者選定基準の基本的な考え方について御審議いただくことになっております。

これらの審議事項に関する情報は、それぞれの成案を得るための検討プロセスにおける情報でございまして、情報公開条例第8条第1項第6号の意思形成過程情報として、非開示情報に当たると考えておりますことから、同条例第19条第1号に基づき、非公開で会議を行うことになってございます。

今後のスケジュールについて御説明する前に、今日の委員会に至る経過をおさらいさせていただければと思います。先ほど委員長からもお話がありましたが、10月28日の前回委員会の後、本委員会が取りまとめた実施方針については、11月14日に増田委員長から佐野副知事に答申書を手渡したところでございます。その後、県において実施方針(案)を公表し、11月議会に実施方針条例案が提出、可決されました。これを受けまして、昨日24日に実施方針条例が施行され、県としての実施方針が公表されたところであります。

資料1を御覧ください。一番上の表になります。県におきましては、来年3月に特定事業の選定・公表、募集要項等を公表し、事業者の募集を開始したい意向でございますので、12月から2月まで、月1回のペースで委員会の開催をお願いし、それらの書類についての審議を集中的に行いたいと考えてございます

特定事業の選定については、知事から本委員会に諮問された事項の一つでございますので、本日を含めた3回の委員会で審議を行った後、3月上旬に委員会として県へ答申を行うことを想定しております。

本日を含めた3回の委員会における検討項目は、中段の表にあるとおりでございます。検討の状況によっては変更が生じる可能性がありますので、あらかじめ御承知いただければと思います。

続きまして、PFI法上の手続きの流れと照らし合わせながら、本日の議事の趣旨について御説明いたします。資料1の1枚目裏面にフロー図、2枚目に法的手続きとして項目・内容を記載しておりますので、それぞれを照らし合わせながら御覧いただければと思います。

資料1の1枚目裏面のフロー図における左から4番目の実施方針の策定まで審議が終わっております。 本日の委員会では、次のステップとなります特定事業の選定の素案、そして、事業者選定手続きに関する 事項の審議に移ってまいります。

PFI事業を実施するためには、PFI法第7条の規定によりPFI事業として実施することが適切である事業を、特定事業として選定する必要がございます。資料1の2枚目の一番上「特定事業の選定」

の欄を御覧願います。

PFI法においては特定事業の選定に係る具体的な評価方法は示されておりませんが、内閣府の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」の中で(1)に記載のとおり、「特定事業の選定に当たってはPFI事業として実施することにより、公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること。」と定められております。すなわち、VFMが発生するか否かが大きな判断基準となりますので、(2)の基準もございますが、これらの判断基準に基づいて御審議いただき、その結果を県に答申することになってまいります。

なお、県が特定事業の選定を行ったときは、PFI法第11条の規定により県はその判断結果を評価内容と併せて速やかに公表することになっております。2枚目の一番下の「客観的評価の公表」の欄に記載してございます。

続きまして、特定事業の選定・公表の後は、PFI法第8条の規定により特定事業を実施する事業者を優先交渉権者として選定するプロセスに移ってまいります。公募に当たりましては、募集要項及び優先交渉権者選定基準をはじめ、要求水準書やモニタリング基本計画書、基本協定書、実施契約書の案も提示することになるため、2月までの3回の委員会でこれらについて御審議いただくことになります。

募集要項及び附属資料の公表,企業との競争的対話を経て,本委員会で客観的な選定基準等に基づく審査を行って,優先交渉権者の候補を選定し,これを県へ答申していく流れになっております。優先交渉権者の選定を行ったときは、PFI法第11条の規定により県は評価の結果,評価基準及び選定の透明性を確保するために必要な資料を公表することが求められております。

本委員会における調査審議につきましては、PFI法第8条第1項に規定する優先交渉権者候補の選定までとなります。県におきましては、事業開始に向けて、基本協定書の締結、運営権設定の議会の議決、 実施契約締結等、コンセッションの導入に必要な手続きを進めていくこととなります。

資料1の1ページ目中段「今後の検討項目」に記載しておりますとおり、要求水準書から実施契約書までが募集要項公表時に併せて公表するものとなります。なお、PFI法ではモニタリングについて示されておりませんが、内閣府のモニタリングに関するガイドラインにおいて、モニタリングは公共施設の管理者等が事業者募集の前提要件として明示すべき重要な項目の一つであるとされておりますので、募集要項の公表時に必要な書類であると位置付けております。

以上のとおり、募集要項の公表の段階で事業者選定に必要な書面だけではなく、その後のステップに必要な書類も公表されていくことになりますので、来年3月の募集要項の公表に向けて、短い期間に多くの書類の御審議をお願いすることになります。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、事業者選定に係る技術的分野の評価体制を充実させるため、技術分野の専門家による評価チームの設置について、現在、事務局で調整を行っております。また、臨時委員の追加に向けて手続きを進めております。募集要項の公表の際は、新たな臨時委員のお名前についても公表が必要となりますし、優先交渉権者選定基準等の審議にも加わっていただけるよう、早期に就任手続きが完了するように努めてまいります。

本日はまず、本委員会が答申した実施方針と県が昨日公表した実施方針との変更点について説明をいたしました後、議事(1)特定事業の選定の素案と(2)要求水準書及びモニタリング基本計画書の素案を御審議いただき、本日の御意見を踏まえて事務局で修正を加え、次回1月15日の委員会で、それぞれ素案から案にし、さらに御審議いただこうと考えております。

議事(3)の募集要項及び優先的交渉権者選定基準については、本日初めて基本的な考え方をお示しすることになります。次回の委員会では、素案として御提示したいと思います。

それでは、事業担当課であります企業局水道経営課から順次御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

『議事(1)宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)に係る特定事業の選定(素案)について』

●水道経営課 田代課長

資料2-1と2-2を御覧ください。資料2-2が昨日公表しました実施方針となります。

議事(1)特定事業の選定につきましては、資料3-1、3-2となります。

まず、資料2-1で前回まで御審議いただきました実施方針(案)から実施方針への主な変更点について説明させていただきます。

1番の「業務内容の整理に関する事項」の主なものとしては、一番上、水道用水供給事業における市町所有の第二受水テレメータ室について、案の段階では維持管理業務として義務事業に位置付けてございました。この中では修繕工事なども入れておりましたが、こちらはあくまで市町の所有ということで、修繕や改築工事につきましては、市町からの要請で行うことになりますので、関連業務に位置付けました。義務事業につきましては、運転管理及び保守点検、関連業務につきましては修繕・改築と整理し直したものでございます。

次は、流域下水道事業に「県の要請に応じた大雨時及び地震発生時の一部の管路の点検調査」を追加したものでございます。

一番下,2番の「利用料金に関する事項」につきましては,運営権者の収受額と利用料金との関係を整理したところでございます。

このように事業内容や用語の整理をしたものでございまして、事業の根幹に関わるような変更はございません。

続きまして、特定事業の選定に係る内容について御説明いたします。資料3-1の3ページを御覧いただければと思います。1, 2ページにつきましては、先ほど行政経営推進課長から説明がありましたので、省略いたします。

特定事業の選定の構成について、説明いたします。事業概要と評価の内容の2つの項目がございます。 1番「事業概要」につきましては、実施方針と内容は同じでございますので、割愛させていただきます。 2番「評価の内容」について説明させていただきます。参考資料「「みやぎ型管理運営方式」導入による 事業費削減目標について」というパワーポイントの資料で御説明いたします。

2ページを御覧ください。みやぎ型管理運営方式を特定事業として選定するに当たり、定量的分析の一環として県が自ら実施する場合の事業費と事業の一部をPFI事業として運営権者が実施する場合の事業費を比較しまして、事業費削減の効果・目標を設定することを目的としてございます。このページの下から3行目の後段に「管路・設備のダウンサイジング等を見込んだ更新費用」ということで、県が実施する場合もこういったところを見込んだ上で実施してございます。

3ページから具体のシミュレーションの内容になってございます。上工下水3種類ございますが、時間の都合もございますので、水道事業を例にとってシミュレーションの手順と結果について説明させていただきます。

水道用水供給事業の水量の想定になります。令和11年度までの今後10年間につきましては,既に各市町村と覚書水量を結んでございます。これをベースといたしまして,令和12年度以降は令和11年度

までを基本としまして、その後、各市町村で策定した地方創生総合戦略等の計画における人口増減率と同 水準で進むものという仮定でもって水量を算定いたしました。

その結果が4ページになります。上の青色が仙南・仙塩広域水道,下の緑色が大崎広域水道となります。 いずれの事業も20年後には約85%前後,40年後には現在の7割前後まで減量するのではないかと の予測を立ててございます。

8ページを御覧ください。こちらは各施設の更新時期の考え方でございます。標準耐用年数と書いてございますのが、会計上、税法上の耐用年数でございます。県がみやぎ型管理運営方式導入後も実施します土木や管路といったものについては40年から50年、運営権者にお願いします電気や機械設備などは8年から30年となってございます。我々が事業継続したとしますと、これまでの経験上、大体標準耐用年数の1.5倍から3倍程使ってございます。この実績を踏まえまして、赤文字で書いてございますが、目標耐用年数を設定してございます。

9ページに管路の更新のイメージを記載しました。これは大崎広域水道の例です。上の方ですが、東日本大震災の教訓を踏まえまして、伸縮可とう管という管路の補強を実施してございます。こちらは現在も実施しているものでございます。その後、管路の耐震化が必要なA型、T型という管種がございまして、こちらも現在継続して実施してございます。それが終わった段階で、更新サイクル到来年まで、80年までに完成させようと考えてございます。概ね10年前に着手しようとするものです。その下の①番、軟弱地盤の部分や過去に漏水の実績がある場所につきましては、この80年を待たずに前倒しで実施することを考えてございます。管路につきましては、このように更新を実施していこうと考えてございます。

11ページを御覧いただければと思います。概ね20年間の更新計画のポイントを整理してございます。管路も含めたダウンサイジングの効果も考慮してございます。例えば、大崎広域水道につきましては、現行、口径が150ミリから900ミリという管路は、150ミリから600ミリまでサイズダウンできるだろうと見積もってございます。

12ページを御覧いただければと思います。仙塩工業用水道のところです。上から3行目に大梶浄水場高速凝集沈殿池とございます。こちらは水処理施設でございまして、現在、4つの池がございますが、水量が減っていますので、3池の更新で間に合うだろうと考えています。二つ下の鶴ヶ谷ポンプ場の送水ポンプについても水量が減ってきてございますので、4基のうちの2基の更新で間に合うだろうと、施設の統合やダウンサイジングを見込んでございます。

14ページを御覧いただければと思います。このように施設のダウンサイジングを図ったとしますと、令和4年度から令和23年度までの20年間で9事業合計の更新投資額が1,434億円と見積もりました。そのうち土木・建築・管路といったみやぎ型管理運営方式導入後も県に残る分は650億円、運営権者にお願いする電気・機械設備の合計が785億円と見込んでございます。

15ページを御覧いただければと思います。料金設定水準の基本的な考え方でございます。

こちらは基本的に安定的な経営が継続できるという考え方をとりまして、各条件を設定してございます。3条収支といいますのは、一般企業でいう損益になります。こちらにつきましては、5年ごとに収支が概ね均衡する、赤字を発生させないという水準になります。内部留保資金残高、手持ち資金につきましては、年間のキャッシュアウトフロー額、年間の支出額は少なくとも1年間分の支出額は手持ちに確保することとしてございます。

また、企業債、借金の残高につきましては、全国の類似団体の統計を見ますと、概ね給水収益の3倍までが一般的な水準となってございます。借金の残高については、収入の3倍程度までに抑制しましょうとしております。

資産維持費につきましては、当初、補助金を充当して整備してございましたが、更新の段階では、国庫補助金等は入りません。また、物価水準などもございまして、更新投資するときにどうしても資金が不足するというところもございまして、総括原価の中で計上が認められている費用でございます。こちらは、内部留保資金残高と企業債残高を安定する水準を見ながら適宜計上してございます。

18ページ、その他の前提条件です。シミュレーションの期間につきましては、40年間を設定しました。こちらは水道用水供給事業の管路の更新が一巡する期間ということで設定してございます。営業費用は、平成30年度の決算値を基本としてございます。企業債関係の利率や償還年数につきましては、現在の条件をそのまま使ってございます。

これらの条件の下, 試算した結果が20ページにございます。県が現在のまま事業継続した場合, 9事業合計で3,314億円と見込んでございます。

24ページになります。みやぎ型管理運営方式を導入した場合に、どれほどの効果が現れるかというシミュレーションの手順を示してございます。①は、現行体制モデル、先ほどの3,314億円の費用を県と運営権者の業務分担に応じて仕分けしました。②は、①で仕分けした運営権者部分につきまして、平成29年度にみやぎ型管理運営方式の導入可能性調査で行ったマーケットサウンディングの結果を踏まえまして、費目ごとに期待削減率を反映してございます。③は現行体制モデルとコンセッションモデルの比較を行ったものでございます。

25ページは、費目ごとの期待削減率となります。

26ページを御覧ください。運営権者側の資金調達の条件です。こちらにつきましては同種企業を参考に借入れの部分と資本金の部分、また、利率、配当率などを設定してございます。

それらの結果が、27ページに出てございます。9事業合計、現行体制モデル3,314億円に対して、コンセッションモデルでは3,067億円となり、全体で約247億円、割合で約7%のコスト削減が期待できるのではないかと考えてございます。この247億円を特定事業の選定の効果として公表したいと考えてございます。運営権者分は現行体制では1,850億円です。コンセッションモデルでは約10%削減の1,653億円、200億円弱の削減効果が期待できるのではないかと見込んだところでございます。

- 28ページ以降が9事業それぞれの事業費削減効果を示してございます。
- 39ページを御覧ください。このコスト削減額を料金にそのまま反映した場合の試算でございます。
- 39ページは大崎広域水道事業になりますが、赤が現行体制での1立方メートル当たりの単価になります。これを青の点線まで、概ね1割程度の抑制効果があるのではないかと試算したところでございます。

A3判のグラフと表がございます。こちらも一番上の大崎広域水道事業で代表的なところについて説明させていただきます。上のグラフのうち、折れ線グラフが損益になります。公営企業会計でいいます3条収支、収益的収支の部分になります。赤が現行体制で実施した場合の損益になります。それに対しまして、収入は固定してございますので、コンセッションを導入しますと青の点線のように利益が増えていくことになります。この増えた部分を料金上昇の抑制に使っていきましょうということでございます。

また、棒グラフにつきましては、先ほどのコスト削減額を示してございます。左側のグレーの部分が現行体制で、青の部分がみやぎ型管理運営方式を導入した場合になります。この差がコスト削減額となります。一番下に小さく※印で書いてありますが、20年間のコスト削減額を正確に捕捉するために減価償却費ではなく建設改良費を採用して、コスト削減額という表現にしてございます。棒グラフの差額を9事業でトータルしますと247億円になります。

特定事業の選定につきましては、以上でございます。

『議事(1)質疑応答』

●増田委員長

大きく2つありました。まずは資料2の実施方針(案)から実施方針への変更点について、何かございますか。<質疑・意見等なし>

それでは、本日の中心的議論である特定事業の選定に移りたいと思います。資料3-1, 3-2, 参考資料について御意見、御質問があれば、お願いいたします。

シミュレーションについての確認ですが、いずれ運営権者の方が独自にシミュレーションされると思いますが、その時の水量予測などはこれをデフォルトの数値として考えるのか、それとも社会状況に応じて節水型に切り替えていくといった前提条件の考え方もあるかと思いますが、運営権者の方も原則これをベースに試算いただいて、数字を提案いただくと考えてよろしいですか。

●水道経営課 田代課長

募集時に県から水量を提示しますが、原則この水量を使用していただくことになります。実際に運営権者を選定しまして、業務開始となれば基本的に5年ごとに水量を見直しながら、それぞれの更新投資も含めまして、内容を精査していくような事業運営になっていきます。

●増田委員長

例えば、参考資料の4ページ目にグラフがありますが、令和11年に覚書を見直す時に、ここが不連続になることも実際の運用の中ではあり得ますが、今のところはこれで推計するということですよね。

●水道経営課 田代課長

御指摘のとおりでございます。この水量はあくまで予測であって,今の段階ではこれを使って計画を立てていただくという形になります。

●田邉委員

事実確認からさせていただきます。参考資料の6ページの流域下水道事業ですが、令和11年度以降は 人口増減率と同水準となっています。「人口増、管路整備の進捗状況を考慮」と書いてあるので、そのた めに上水道と数字が異なっていると考えてよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

こちらにつきましては、7ページにグラフがございます。仙塩と阿武隈川下流につきましては、水洗化、面整備が進んでございますので、人口減少と同じように処理水量も低減していくような傾向にございます。ただ、吉田川、鳴瀬川につきましては、市町村の面的な整備や水洗化がまだ進んでいないところがございますので、増える要素もあるということで横ばいのように見えているところでございます。

●田邉委員

次に16ページの工業用水道事業では、設定根拠の欄に、「経営を継続するため、資金ショートを発生させない」と書いてありますが、15ページの水道用水供給事業には書いていないのは何か意味がありますか。

●水道経営課 田代課長

15ページの水道用水供給事業につきましては、このような条件で実施しました。16ページの工業用水道事業につきましては、資産維持費も適宜計上してございますが、政策的な面があり、料金をなかなか上げられないところがございまして、企業債の残高の設定など、長期的な視点でもって条件が設定できませんでした。ただし、当然、資金繰りが行き詰まるというわけにはいきませんので、根拠としまして、事業が継続できるというところを重点的にシミュレーションしているところでございます。

●田邉委員

水道用水供給事業は値上げも含めてあるだろうから、資金ショートが発生する可能性はあまり高くないと判断したのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

水道用水供給事業につきましては、条件に書いておりますとおり、概ね40年後までに来るであろう管路の更新を見据えて段階的な料金の値上げを見込んで設定してございます。具体的には工業用水道事業の場合はそこまでできなかったということでございます。料金はなるべく抑制しようというもので、宮城県の工業用水の単価は全国的にもかなり高い水準にございまして、なかなか値上げという予測を立てられないという現状でございます。

●田邉委員

27ページの事業費削減効果のところで、これは各費用を単純に足し合わせただけで、現在価値に直していませんよね。PFIで行う場合にVFMは現在価値に直しますが、こちらは現在価値に直さないという表現の仕方でよろしいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

現在価値化につきましては、我々もこのモデルを検討するときに議論してございます。当然、運営権対価として、特に一括でいただく場合はVFMを算定する際の割引率の考慮は大きなものとなりますが、後ほど出てきますとおり、運営権対価の一括金は少額でございます。

さらに、運営権対価相当額となりますが、こちらも後ほど説明いたしますが、20年間で発生する運営 権者収受額で競争していただくということで、割引率については考慮する必要はないだろうということ で、このような形で表現させていただきました。こちらにつきましては内閣府とも相談した上で、この事 業モデルについてはこのやり方で概ね問題ないだろうと伺っております。

●田邉委員

現在価値に直した場合に比べて数字が大きく見えるというのが事実としてありますので、こういう考え方に基づいている旨の注釈をされた方がいいのではないでしょうか。

●水道経営課 田代課長

分かりました。特定事業の選定の資料の中にそういった考え方の記載をさせていただきます。

●田邉委員

38ページの事業費削減効果の料金への反映について、各事業は独立していて、お金を他に振り分ける ことは原則できない、すなわちセグメント化されていると考えてよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

基本的に3種9事業は、それぞれ9つのセグメントとして算定してございます。これは事業開始後も公営企業法の中で、それぞれ総括原価として算定しなければいけませんので、9つのセグメントごとの費用を出すことになります。

会社の本社経費等の共通経費などにつきましては、一定のレベルで9つの事業に配賦するという形になりますが、基本的には9つの事業それぞれに積み上げていく形になってございます。

●田邉委員

実際にお金がSPCに入ってきたとして、これはそれぞれの事業ごとに使わなくてはいけないのか、それとも単に費用の割り振りを考えているのか、その点いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

収益につきましては、9事業それぞれに入ってまいります。利益を確保しつつ運営していくわけですから、その利益は当然SPC全体で、ということになるかと思います。

●増田委員長

先ほどの現在価値化について,仮に金利が上がってくると,シミュレーション上でどういったことを考慮しないといけないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

ここはあくまで運営権対価として事業開始当初に一括でもらうのではなく、毎年の料金からの収受額で競争していただくということですので、例えば金利や社会環境が変わったとしても、差が無いということで、割引率は考慮しなくていいだろという考え方にしてございます。金利が上がったとしてもシミュレーションの条件としては変わらないと考えていただければと思います。

県で調達するときの金利も民間で調達するときの金利も一緒に上がっていきますので、そこに差は無い、割引効果は出てこないと考えていただければよいと思います。

VFMの考え方はあくまで20年後に発生する利益を事業開始当初に割り引いてくるという考え方ですが、そのときに現在価値に割り戻すというものです。例えば20年後の100万円は現在の50万円ですというように計算しますが、収受額で計算しますので、将来の利益は同額になります。事業開始当初に一括でもらうのではなくて、毎年もらうという仮定になりますので、基本的に変わらないということです。割引く必要がないと御理解いただければ助かります。

●今西副委員長

38ページからの事業費削減効果の料金への反映ということで、例えば先ほど例として挙げられました39ページの大崎広域水道事業に関しては赤線と青の点線があって、赤線は現行体制でいく場合のものですが、これは悲観的な結果なのか、楽観的な結果なのか、どちらでしょうか。青の破線のみやぎ型導

入により期待される効果もそうですが、悲観的か楽観的かによって、幅があって重なるところがあれば問題だと思います。

また,これは一つの試算だと思いますが、どの程度のものなのかがよく分からないので、御説明いただけるでしょうか。

●水道経営課 田代課長

今回試算しました運営権者部分の約10%,200億円の削減を基本としまして,コスト削減についてはこれ以上で競争していただこうと考えてございます。我々としては青の破線,これ以上抑制していきたいと考えてございます。これを料金の最大にしたいと思ってございます。

ただ,38ページにも書いてございますが,料金への反映の時期等につきましては市町村との協議が必要となりますので,いつの時点でどの程度反映するかはそれによって変わってくるかと思います。

●今西副委員長

赤線の方はこれが最低ということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々はダウンサイジングや施設の統廃合など、今考えられるものにつきましてはすべて織り込んでいるつもりでございます。執行体制もスリム化した形で実施していると考えてございますので、我々が今後20年間、40年間事業を継続する前提でいきますと、努力するとしても、みやぎ型管理運営方式を導入したときほどの抑制はできないと考えてございます。

●今西副委員長

そうすると、この水色の矢印の間は確度が高く、これだけ削減できるということでよろしいですね。

●水道経営課 田代課長

我々としてはそう考えております。

●江口委員

38ページを見ますと、事業費削減効の料金への反映とありますが、事業費削減効果のうちいくらを料金へ反映するかについて縛りがあるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

特にございません。このシミュレーションは先ほどの利益増加分すべてを料金に反映したという仮定で算出したものでございます。我々としては水道であれば将来の管路の更新に多額の費用がかかりますので、少しでも多く内部留保したいという現実もございますが、そういったことを考慮せずに試算したものでございます。

●江口委員

そうすると、最低限これだけの削減が見込まれるけれども、実際に利用者に適用する水道料金の設定については、内部留保や会社における株主還元などが引かれるという理解でよろしいですか。

●水道経営課 田代課長

株主還元はSPC側に見込んでございますので既にこちらに織り込んでございますが、基本的に5年に一度市町村と協議しながら料金を設定するときに、なるべく早く効果を出してもらうように早く削減してほしいということもあり得ますので、いつの段階で、どの程度、みやぎ型管理運営方式の費用削減効果を料金に反映するかは市町村との協議によります。

●江口委員

委員長の質問にも関連しますが、現在価値やVFMについて、我々の調達利率と民間の調達利率がパラレルであると考えれば影響しないと思います。 15ページの資産維持費については内部留保資金残高と企業債残高が安定する水準とありますが、企業債残高が安定する水準とするということの意味を解説してください。

また、26ページに運営権者の資金調達の要件として、劣後ローンの返済期間1年と書いてありますが、これでよろしいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

はじめに後段の26ページからお話ししますと、あくまでこういう条件で設定したというところで、劣後ローンの25%のところ、当初に調達します金額につきましては、事業の最終年に一括でお支払いすると設定したということでございます。

●江口委員

優先ローンの15年とは15年の外に5年を置いて20年償還と考えるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

一般的に民間の資金調達はそれほど長い調達はできませんので、15年の中に5年があるという考え方でございます。実際には20年間調達可能というところもあるかもしれませんが、このようにしたというところでございます。

※上記については、令和元年度第4回委員会で発言内容を訂正しました。

訂正内容:優先ローンは、当初5年間据置で、その後15年間で返済となるため、合計20年間での 返済となる。

●江口委員

劣後ローンは20年のうち19年据置という標記が正しいですね。

●水道経営課 田代課長

そのとおりです。

15ページの資産維持費のところについて、料金の設定、内部留保資金の残高、起債をどうするか、その上で資産維持費をどのくらい計上するかは、まさに資金繰りの一番のポイントでございます。これを見ながら我々は長期的な事業運営していくことになります。

●田邉委員

26ページの金利の関係では、金利が上がれば利益が減りますから、事業費削減効果や利用料金設定には影響してくると思いますが、このように考えてよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

低金利の状態がいつまで続くかは、予測できないところでございます。事業開始後にそういうことがあれば著しい事業環境の変化ということになります。もしハイパーインフレなどが起き、事業を継続できなければ、県がこのまま継続しても同じような状況になりますので、県に説明責任が発生して、料金を値上げさせてくださいという場面が発生するだろうと思います。

●田邉委員

先ほど御説明あったグラフにも、そのあたりについてヘッジしておいた方がいいかもしれません。

●水道経営課 田代課長

そのあたりも追記させていただきたいと思います。

●大村臨時委員

事業費について、水道を例にお話しいただきましたが、工水や下水道では違った点があるかと思います。下水道事業の場合は国土交通省から補助金が入りますが、補助金といったものは含まれているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

下水道の事業計画につきましては、補助金が全て約束されたものというわけではございませんが、過去も含め、今の県の補助金の状況からすると、このくらいはこの事業に投下可能ではないかという想定を基にストックマネジメント計画を策定し、それを前提としてシミュレーションしてございます。

●大村臨時委員

収益的収支のグラフを 9 事業で出していただいております。このグラフでは、点線は、コンセッション 導入時の収益的収支を示しています。上水や工水では期待できないかもしれませんが、下水道ではこれか ら 2 0 年間で技術革新が想定できて、例えば地球環境問題に対応できるように開発されていくと思いま す。

そうすると、技術革新によって、エネルギーを使わなくなり、その分収益が上がるということがあると 思います。そういうことを考えると、この下水道の点線は運営権者の努力によってもっと上がると考えて いいのか、考えるべきだと私は思っていますが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

先ほどもございましたが、我々としてはこれ以上と考えてございます。5年、10年後の新技術の開発等を今の段階で我々は予測できませんが、大村臨時委員のお話にあったようなことを、下水に限らず、水道でも工業用水でも期待しているところでございます。そういったことが起こったとしても、利用者に還元できるような制度設計にしようとしているところでございます。

●大村臨時委員

そういうことが大事だと思います。技術だけでなく、そういう考えを持った運営権者を選定していくことを期待しております。

●増田委員長

補助金について、管路等県が保持する部分は同じスキームでいけるかもしれませんが、民間事業者が設備投資するときに厚生労働省や国土交通省の補助金は県と同様に使えるということですか。一定の縛りがあって、補助率が低いということや適用できないということがあり得るでしょうか。

●水道経営課 田代課長

基本的にこの試算に盛り込んでございますのは、下水道だけでございます。水道の厚生労働省、工業用水の経済産業省では、設備関係で補助金を充当できるような事業メニューはないというのが現状でございます。運営権者側に移行する電気や機械設備については全て料金から生み出すことにしておりますので、そういう意味では問題ないだろうと思います。

縛りがあるとすれば、流域下水道の方になってきますが、処理場などの機械・電気設備についても更新 投資に補助金が充当されますので、先ほど大村臨時委員から御質問のあったとおり、我々としてはこれま での投資額をベースとして20年間これくらいは確保できるだろうという想定の中で設定しているとこ ろでございます。

●江口委員

大村臨時委員の話で、特に下水道で技術革新等を積極的に取り入れて、収益的収支の点線を引き上げるということでしたが、39ページ以降の事業費削減効果の料金への反映について、環境配慮などの技術の効果を社会的便益であって利用者便益ではないと考えれば、社会的便益のために料金を上げることもあるかもしれないと考えるのか。または、そういった技術革新はあくまで利用者便益であって料金を下げる方向になるかもしれないと考えるのか。どちらで考えるべきでしょうか。

●水道経営課 田代課長

収益的収支のグラフの点線の部分につきましては、現在の県が設定した料金を前提としてございます。 事業運営する中で料金を引き下げていけば、この差は小さくなっていくわけですが、我々としては、技術 革新によって環境負荷が軽減すれば消費電力量が少なくなり、コストが小さくなりますので、利用者に料 金という形で還元できると考えております。ただ、現在の県が設定した条件であれば、このコンセッショ ン導入時の収益的収支の点線は上がっていく方向だと思います。

●江口委員

例えば、燃料費を削減するためにハイブリッドカーを使ったが、普通車よりも単価が高かったというように、環境負担等の軽減のために単価の高いサービスを利用することもあるでしょう。いずれにしても技術革新によって社会的便益或いは利用者便益が向上するのであれば歓迎しますし、狙っていただきたいです。また、我々がこの事業を外に出す意義があると思います。

その前提で、38ページのセグメントの考え方について、基本的に水道、工水、下水道といったセグメントで収支を整理するのでしょうが、先ほどの説明ではSPCのトータルの利益と見ることもできると

のことだったと思います。そこで例えば、セグメントを考えない方が一定程度まとまった金額を投下すべき分野に寄せて投下できるとすると、セグメントが資本を制約することになります。また、上水道しか利用しない利用者とっては、上水道の事業効果を工業用水事業などにもっていかれるのは納得がいかないと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

3事業はすべて総括原価方式になりますので、直接費についてはすべて事業ごとに積み上げていかざるを得ません。共通的な経費につきましても、それぞれのお客様が違いますので、御理解いただける範囲で配分せざるを得ないということでございます。最終的な利益につきましてはSPC全体で考えるかと思いますが、個々の経費につきましては、大きく移動することはできないと考えていただきたいです。

●江口委員

経費はそうだと思います。利益もセグメントごとにカウントできるのではないですか。

●水道経営課 田代課長

総括原価ですので、その経費でもって収益が決まってくるわけです。例えば、ある事業で今期10%の利益が出て、ある事業ではほとんど出なかったとしますと、それをベースに次期の料金設定をしなければいませんので、そう大きな差が出てくるような仕組みではございません。

●江口委員

自動的にそうなるということですが、そのことは契約等に明示する必要はないということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

料金改定のルールは、詳細なところを今詰めているところでございますので、必要があれば書き込んでいくかもしれませんが、現段階で我々としてはそういったところのルール決めまで必要はないと考えております。

●大村臨時委員

収支に関しては、これはこういう現状にあって、コンセッションを導入すればこれだけの収益が出るということで、収益が出たら水道料金に反映して安くしていくことは当然ですが、コンセッション事業で収益を確保できるということが大事だと思います。ただ、これは技術革新などを考慮せずに出ているもので、革新的な技術が入ってくると、もっといい効果が出てくるのではないかと理解しています。

●水道経営課 田代課長

我々も大村臨時委員のおっしゃったようなことを期待しているところです。そういったところも織り 込めるよう制度設計をしているところでございます。

●大泉委員

水道事業以外の付随する事業はしてもよいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

任意事業という位置付けの中で、浄水場や処理場の敷地を利用するなど運営権者側が使えるように事業を設定してございます。当然公序良俗に反しない内容でないと困りますが、我々としてはあくまで水道事業に関連する部分だけを規定しまして、それ以外につきましては、任意事業として提案により実施できるというスキームにしてございます。

●大泉委員

そこは本来の事業と切り離して計算するという形ですか。

●水道経営課 田代課長

それによるコスト削減などを我々としては考えてございません。あくまで区分経理, 独立採算でやって いただくことになります。

●大泉委員

任意事業で儲かった場合、利益還元して本来の水道料金を下げるといったことは想定されていないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

どういう形になるか分かりませんが、任意事業を期待したコスト削減といった提案が上がってきても 我々としては評価できないと考えております。自主的に利益を何かに還元することは拒むものではあり ませんが、我々としては評価を高くするつもりはございません。

●大泉委員

26ページで、県が想定している資金調達の割合は優先ローン25%、劣後ローン25%、資本金50%ということですが、事業者がこれと大きく異なった方法で資金調達をしてくることは想定されているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

こちらは民間企業の資金調達の状況を参考にして設定したところでございます。当然企業によって調達方法は異なってくると思いますが,我々としては実現可能性さえ満足できれば借入が多かろうが資本金が少なかろうが,拒むものではないと考えております。

●大泉委員

配当のところは制限がないということなのか, バー (-) となっていますが, 会社法に反しない限りは 事業者に任せるということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

配当につきましては、それぞれの応募者の話になってくるかと思いますが、制限がないからといってものすごい金額を想定しているわけではございません。約10%削減した状態で提案を受けるという条件の下で、配当の見込みを出していただきますので、法外な配当を提案されることは想定してございませ

ん。もし出てきたとしても、その事業計画の評価は高くなるとは思えません。

●大村臨時委員

任意事業について、現在事業体がやっていることを運営権者が肩代わりして、仕事をするようなものという気がしていましたが、何でもかんでもいいというわけではないと私は思っていて、運営権者がこういう任意事業をやりたいといえば、どこかで例えば第三者委員会などで審査等を受けると思っていたのですが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

任意事業は大村臨時委員がおっしゃったようなものです。今の任意事業の位置付けの中で例示すると、 市町村の水道事業や下水道事業に関連する業務を受託できるとしてございます。その他に事業者からの 提案で、例えば、空き地を使ってコンビニの営業をしたいということもあるかもしれません。公序良俗に 反しない限りは、拒むものではないでしょうし、中身の審査につきましては応募の段階で事前に出てくる こともあるかもしれません。今のところ事業の途中で出てくることまで想定していませんので、そこは検 討しなくてはいけないかなと思います。

●水道経営課 大沼技術副参事

事業が始まってからの場合は、県で協議を受けて了解することになるだろうと思います。

●大村臨時委員

ゴミ焼却場では熱を利用して温水プールなどを作っていますよね。例えば、下水道から出ている熱を利用して温水プールや健康ランドを作ったりすることは不可能ではないという気がします。そういった認可,認可でなくてもいいですが、そこの制度を作っていた方がいいと思います。

●水道経営課 田代課長

検討を深めさせていただきたいと思います。

●増田委員長

土地や建物でそのように使えるものがあるのか分かりませんが、内容をチェックする必要があるかも しれません。

資料3については以上でよろしいでしょうか。<質疑・意見等なし>

『議事(2)宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)に係る要求水 準書(素案)及びモニタリング基本計画書(素案)について』

●増田委員長

それでは、議事(2)に進みたいと思います。

●水道経営課 田代課長

要求水準書とモニタリング基本計画書の素案について、説明させていただきます。説明は資料4-1と

5-1で行います。

はじめに、要求水準書につきましては資料 4-1 の 2 ページを御覧いただければと思います。要求水準書の構成を示しております。第 1 から第 1 0 までございますが、本日御議論いただきたいのは第 3 、第 4 、第 7 、第 8 の 4 つの項目になります。

3ページですが、運営権設定対象施設における要求水準となります。一つ目の四角(■)につきましては、水質に関するものです。こちらは前回の基本的な考え方で説明しましたとおり、水道も下水道も工業用水も現在と同等を求め、水道法20条に基づく水質検査は県が引き続き実施します。

二つ目の四角(■)ですが、こちらは施設の健全度をどのような形で要求水準として求めるかというところです。まず、事業開始後1年以内に各施設の健全度をチェックしていただきます。その上で事業期間中は予防保全の視点で効果的・効率的な管理をし、データは今後しっかりと保存して、健全度を適正な水準で保っていただきます。

事業期間中の二つ目のポツ(・)のところですが、機械設備などの施設の状況に対策を行っていく状態 監視保全資産につきましては5年に1度健全度評価を見直し、記録を保存していただきます。改築を実施 した場合は、こちらも記録を保存していただきます。

一番のポイントは最後の事業終了時のところになります。9事業ごとに表に書いてあるとおり、健全度評価が2又は1,1は動かない、機能停止している、2は機能が発揮できない状態又はいつ停止してもおかしくない状態のことです。こういったものについては、事業開始日の割合を下回らないこと、スタート時よりも悪くしてはいけませんというルールにしたいと考えております。

4ページ目です。改築についての基本的な考え方になります。以前からお話ししていますとおり、応募者には審査の一環としまして20年の改築提案書を提出していただきます。

二つ目のポツ(・)です。この改築提案書については、履行義務を負っていただきます。上水と工業用水につきましては、先ほどお話があったような技術革新などを考えているところですが、例えば実施を取り止めるものについては、維持管理に係る増加費用を控除した上で、改築費用は県にバックしていただきます。下水道につきましては補助事業ということもあって実費精算となります。

改築の流れにつきましては、料金期間の概ね5年ごとに改築の計画書を作り、設計ができた段階で設計 図書を作っていただき、それらを県で確認いたします。その上で工事を実施していただきまして、完成し た場合は書類も含め、すべて県が完成検査をするような流れになります。

5ページ目です。運営権設定対象施設以外の施設については区分経理をしていただくこと以外は同じような流れになりますので、割愛させていただきます。

6ページ目です。関連業務に関する要求水準の主なところを書いてございます。例えば水道用水供給事業につきましては、水質計測機器の保守点検・修繕・改築などです。

7ページになりますが、工業用水道事業につきましては、ユーザー企業の要請に応じた給水施設等の工事、流域下水につきましては、運営権設定事業以外の部分として石巻浄化センターや石巻東部浄化センターからの汚泥の受入れ・適正処理。また、県がお願いする形になりますが、大雨時や地震発生時の管路の点検調査、大雨時の溢水の対応もしていただきます。

8ページは危機管理の要求水準になります。前回説明いたしましたが、危機管理マニュアルを作っていただき、業務継続計画書(BCP)といったものを作成し、対応を実施していただきます。このフローチャートについては、現在と変わらず実施していただこうというものでございます。

9ページ目です。緊急事態を想定した訓練を実施していただきます。現在検討しているところですが、 我々が指定した保険に加入していただくこととしています。 10ページ,11ページ,12ページに上水,工業用水,下水についての現在の水質の基準を添付しております。

次はモニタリングですが、資料5-1を御覧いただければと思います。

1ページは、モニタリング基本計画書の構成になります。第1から第4までございまして、今回は「第3.契約内容の遵守状況に応じた措置」について御意見いただければと思っているところです。

2ページに概要を書いてございます。3ページ,4ページは前回,基本的な考え方で説明したところで ございます。

5ページを御覧いただければと思います。要求水準違反があった場合の考え方でございます。一つ目のポツ (・)です。モニタリングをした結果、県が認識した事象を各レベルで評価していきます。表を書いてございますが、レベル1の、例えば不衛生状態の放置といった軽微なものから、最大のレベル4の法令違反といった外部に影響が及ぶような重大なものまで、4段階で仕分けいたします。

その上で、二つ目のポツ(・)ですが、運営権者は改善計画を策定し、県は中身を確認して承認し、改善措置を取らせるということになります。改善期間内に改善が見られなければ、次の段階として、表の左側にありますが、勧告・命令・懲戒処分という各段階にステップアップしていき、最終的には運営権者に違約金を求める段階までいきます。

三つ目のポツ(・)です。法令違反等のレベル4につきましては、運営権者に即時に違約金を求めていくような形を考えております。

次のポツ(・)です。要求水準違反が一定期間内に改善がなされたとしても再発監視期間内に再発した場合についても同じく、レベルを上げていくことになります。

一番下のポツ(・)です。懲戒処分の措置にも関わらず、改善が行われていると認められない場合については、実施契約書に基づき、県は運営権者に催告することなく、契約を解除することができるという形を基本的な考え方として進めていきたいと考えております。

6ページ目は、違約金の設定です。一つ目のポツ(・)ですが、各レベルの1日当たりの違約金は9つの個別事業で一定とします。

二つ目のポツ(・)にありますとおり、内閣府で「契約に関するガイドライン」を策定してございます。 四角の枠の下に「1日当たりの違約金額」というところがございますが、算定式はこのようになります。 運営権者収受額の提案上限額に、ここでは20%と書いてございますが、10%若しくは20%、割る20 年間の365日の9事業という形の算定になります。

その下のポツ(・)です。この1日当たりの違約金額に、違約金の発生から要求水準違反解消までの期間をかけ合わせて、違約金を設定することが基本になると考えております。

ただ、一番下のポツ(・)にははっきりと書いておりませんでしたが、例えば上水道の水質に法令違反があった場合や、上工水で断水させてしまった場合、下水で水質に法定違反があった場合につきましては、こういった方法ではなく、例えば契約金額の何%とするなど、重大なものについてはこういった算定式ではない形でも検討しないといけないのではないかと考えてございます。次回1月15日の委員会で具体的な数字も提案させていただきたいと思ってございます。

説明は以上になります。

『議事(2)質疑応答』

●増田委員長

では、ただいまの説明について御意見等あればお願いします。

資料4-1の3ページ、健全度評価のところですが、最後の事業終了時に開始時の割合を下回らないようにすると書いてあります。状態の悪いものが増えないようにすることだとすると、「上回らない」ではないかと思いますが、どのように読めばいいでしょうか。2と1は少ない方が良いですよね。

●水道経営課 田代課長

表現の誤りでございました。修正させていただきます。

●田邉委員

要求水準書の関係で、資料 4-1 の 4 ページ、改築に関する基本的な考え方のところで、最初に提案して、個別の改築計画を行うことになるかと思いますが、これを実施しない場合はペナルティがありますということですが、予定よりコスト削減に成功した場合などでも別途認めるということになりますか。

●水道経営課 田代課長

ここには書いていませんでしたが、先ほど議論で出たような画期的な新技術の開発があった場合については、著しい事業環境の変化があったとして協議するということにしてございます。

その上で、仮称ですが、経営審査委員会に諮り、その意見を重視しながら、その内容や収受額或いは料金につきまして最終的に県が決定するというスキームにしてございます。

●田邉委員

意図的に削減してくるところも,非常にいい形で削減できたとか,入れ替えたとかというところも出て くると思いますので気になったところです。

モニタリングについて、資料 5-1 の 5ページ、要求水準違反があった場合の対応のところで、当たり前の話ですが、違約金以前にこれが起きてはならないということで、違約金をもらうことよりも抑止効果を狙ってのことだと思います。支払うのは運営権者、SPCになりますか。SPCはそれほど内部留保がないかもしれないので、払えないということも出てくるかもしれない、そうすると、SPCの裏にいる事業者に責任を負わせなくてはいけないということが出てくるかもしれない。リスクにかかってくると思いますが、そういったことについて、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

レベル1から4までありまして、レベル1から3については金額が入っておりませんのでイメージしにくいところもあるかと思います。逆に、説明したレベル4については上水道に法令違反の水を流すような事態、絶対に起こしてはならないことを起こしてしまった場合は、内閣府で出しているガイドラインのような通常の数値では困るだろうと考えてございます。

そうなれば、通常SPCは数か月分の資金しか持たないだろうと思いますので、もしかすると、田邉委員から御指摘あったような親会社や出資者に何らかの責任を求めるという制度も必要になってくるのかもしれませんので、検討させていただければと思います。

●今西副委員長

海外における類似事業の違約金の水準について、お調べになっていますか。海外はかなり厳しいですよね。日本のこのくらいの甘さではなくて、非常に重要なものに関しては、元々の契約金額より高い場合が出てくる可能性があります。そういった意味で、田邉委員がおっしゃった抑止効果というのを非常に重要視します。起きてはならないことに関しては、起こさせないという努力が必要なので、その部分において、そういう海外事例を調べていただきたいと思います。

●水道経営課 田代課長

現在海外事例について、いくつかはお話を伺っていますが、しっかりと調査しているわけではございません。レベル4については、健康被害等絶対起こしてはならない部分ですので、懲罰的という言い方がいいかどうか分かりませんが、そういったことが必要ではないかと考えてございます。海外事例も調べさせていただきながら、設定していきたいと考えております。

●佐々木委員

要求水準違反に関連して、三つほど質問です。一番レベルの高いところに懲戒処分がありますが、その中身が文書では分からなくて、資料 5-2 の 2 7ページを見ると、懲戒処分の内容としては、改善対象の行為を即座に中止するよう指示する、そういう処分があったことを、場合によって公表するということになっています。何かこれ以外に処分として考えているものがあって、命令とは違って懲戒処分だということがあれば教えていただきたいのが 1 点目です。

2点目としては、こういった懲戒処分や命令というのは恐らく契約に書き込まれると思いますが、資料 5-1の5ページを見ますと、懲戒処分があっても契約がすぐに解除とはならず、実施契約に基づき、懲戒処分を受けた後に改善が行われていると認められない場合には解除するという話になっています。懲戒処分と契約の効力との定義が、そういう前提でいいのか、懲戒処分という重大な事案なので、場合によっては即時に解除というのもあり得るのではないかと思います。もし検討していれば教えていただきたいです。

最後に、命令や懲戒処分もそうですが、これは追って設立される経営審査委員会で議論しながら、処分の中身を決めていくのかについて、もし検討していれば教えていただきたいです。

●水道経営課 田代課長

今,御指摘のあった部分については、まだ議論できておりません。御指摘も踏まえまして検討を深めさせていただければと思います。

●今西副委員長

資料4-1の9ページについて、保険については、「県が指定した保険に加入すること。【指定する保険については検討中】」となっていますが、保険の金額はまちまちなのかなと思っています。これは要求水準等ですから、ある水準を県で決めてしまって、SPCが対応されるのかと思いますが、その辺りの想定について御説明をしていただければと思います。

●水道経営課 大沼技術副参事

保険につきましては、現在我々が入っている保険が二つありまして、一つは管路に関するもの、もう一

つは設備に関するものです。設備であれば、例えば落雷事故があったときの保険です。今入っている保険 は公的な立場で入れる保険ということで、非常に安く入れますが、それに運営権者は入れますかと問い合 わせたところ、入れませんという回答でした。

ということで、同じ条件であれば高額な保険に個別に入ってもらう必要があります。保険を競争条件にしてしまいますと、料金にはね返ってくる恐れがありまして、どういったものかをある程度県で指定しなくてはいけないと思っております。こちらにつきましては今後の検討になりますが、料金がどのくらいになるかも含めまして、議論を深めていきたいと思っております。

●今西副委員長

競争的なところからは除外するということでしょうか、それとも、指定したもので料金設定するということでしょうか。

●水道経営課 大沼技術副参事

今のところ条件は定めたいと思っていますが、個別のものを我々が指定するわけではないと思っております。既存の保険ではこういった制度がなく、個別の契約になるだろうと思いますので、条件付けはしますが、どういったものに、どういった契約で入るかは運営権者にお任せしたいと思っています。 今後検討したいと思っています。

●増田委員長

そういったところに優れている運営権者はいるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

今の段階でお答えできる情報はありません。

●今西副委員長

運営権者によっては、構成する企業によって、保険の料率が変わってくる可能性はないでしょうか。そうなると、保険料は高額ですから影響するかなと思います。

●水道経営課 田代課長

調べさせていただきたいと思います。

●増田委員長

保険に関係するかと思いますが、要求水準書の資料 4-1 の8ページの危機管理について、災害復旧制度の対象になる場合と、ならない場合があります。災害や危機管理の場面では想定外の事態が起こってくると思いますので、復旧の対象になる、ならないがはっきりしているものと、そこに行き着くまでに誰かと交渉しなければならないものもあるかと思います。そういったことを危機管理マニュアルやBCPにどう書き込めば対応できそうでしょうか。

●水道経営課 田代課長

災害復旧制度については、上水道、工業用水道、下水道とも制度として確立してございます。そちらに

ついては問題ないと思っています。想定している中で、テロや戦争も一応書いてありますが、そういった ところの負担につきましては、県が負うこととしてございます。運営権者に負わせることはできないもの は、財源的な手当ては現在ありませんが、県が負担する仕組みとしております。

●大村臨時委員

要求水準書の資料 4-1 の 7 ページですが、流域下水道事業の最後に「研究機関等の要請に応じた下水 汚泥等を利用した試験研究等への協力」と書いてありますが、水道には書いてないです。水道では一緒に 研究はしないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

現在,下水道については実績がございましたので、あえてこのような書き方をしたのですが、水道につきましては現在,そういったものはないので書き込みませんでした。ただ、全くないということもないので、研究機関から申し出があれば協力しないということはありませんので、記載も併せて検討させていただければと思います。

●増田委員長

例えば地域の学校が下水の見学に行きたいので説明してくださいといったことは書かなくてもよろしいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

見学者への対応につきましては、現在も行ってございまして、運営権者側に位置付けてございます。

『議事(3)宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)に係る募集要項及び優先交渉権者選定基準の基本的な考え方について』

●増田委員長

続いて議事(3)について、事務局から説明をお願いします。

●水道経営課 田代課長

説明には資料6と7を使いますので、御用意願います。

資料 6 , 募集要項の概要について説明します。募集要項につきましては, 応募及び提案書の提出の手続きを定めたものでございます。1ページから3ページまでに項目を書いてございますが, 主に実施方針に対して, 赤色の文字, 橙色の文字, 緑色の文字が追加されたものでございます。赤色の文字につましては, 極めて事務的な項目ですので, 御議論, 御意見いただきたい部分は, オレンジ色と緑色の部分となります。

4ページをお開き願います。①から⑥までございます。今回は①から⑤につきまして、考え方を説明させていただければと思います。

5ページ目,運営権対価です。表の右側の二つ目のポツ(・)のところです。ここには書いておりませんが,昨年PFI法の改正により,上水道と下水道につきましては既発行の企業債の補償金免除繰上償還という制度を作っていただきました。その額を基本としまして,事業開始当初に運営権者に納めていただ

く運営権対価を設定しようと考えてございます。表の繰上償還対象額が上水道と下水道の合計で5億6 千万円, モニタリング費用として20年間で2億円, 具体的には想定しているものはありませんが, 予備費としまして, 2.4億円程度を見込み,全体で10億円程度の運営権対価を,事業開始当初の一括金として設定したいと考えております。

6ページ目です。運営権者収受額の上限についてです。表の右側の三つ目のポツ(・)のところでございます。運営権者収受額の上限につきましては、先ほど説明しました運営権者総事業費、コスト削減率を見込んだ合計額1,653億円から、流域下水道の改築につきましては、県が資金調達をしますので、これを差し引いた額を基本として設定したいと考えてございます。これにつきましては、同じく第4回委員会で御提示させていただければと思います。

7ページ目,応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件です。厚生労働省のガイドラインでは,応募企業に対して,水道事業等に係る実績を有する企業を求めますという書き方をされてございます。問題になっているのは,海外の実績をどうするかというところを内部で検討しているところです。例を書いてございますが,実績のある海外のA社が国内に子会社B社を作ったとしまして,B社が応募してきた場合に,国内の実績はありませんので,海外の親会社A社の実績を実績要件として見ていいのかというところです。ここについては厚生労働省と相談しており,厚生労働省の意見も踏まえながら決定していきたいと思っています。

8ページ目、応募企業又は代表企業の資本金の最低金額でございます。一つ目のポツ (・) の 2 行目の後段のところ、仮に資金繰りに行き詰まったという事態が発生した場合、親会社に資金援助をしてもらうということもあり得ます。そういう意味で、資本金の最低金額を設定したいと考えております。二つ目のポツ (・)、同種企業や、ここには書いてございませんが、PFI の代表企業の実績、同規模の企業、今回であれば年間運営費 100 億円程度になりますので、そういった企業の資本金などを参考にしながら決定していきたいと考えてございます。こちらにつきましても、第 4 回委員会で具体的に提示させていただければと思います。

資料7です。優先的交渉権者選定基準の基本的な考え方になります。1ページ目を御覧いただければと思います。評価の観点としましては、「全体事業方針・実施体制等」、「水質管理・運転管理」、「改築・修繕等」、「危機管理・事業継続措置等」、「地域貢献」、「運営権者収受額」の6つです。こういった項目で評価していきたいと考えてございます。

2ページから5ページまでは、各項目の具体の評価項目などを書いてございますので、御覧いただければと思います。

5ページの下のところに運営権者収受額の項目がございます。我々の一番の目的はコスト削減でございますが、安かろう悪かろうでは困ります。そういった中で、収受額が低くなるほど評価点は高くなっていきます。ただ、どこまでもというわけにいかないだろうと思いますので、あるところで打止めにします。これを県基準額とします。さらに下がっていき、調査対象上限額を下回れば、例えば見積もり内容を精査させていただくとか、逆に点数を下げるとか、そういったことも検討しなければいけないと考えてございます。こちらにつきましても、第4回委員会で具体的な数値、考え方をお示しさせていただければと考えております。

説明は以上となります。

『議事(3)質疑応答』

●増田委員長

資料6や7は今回頭出しということで、基本的な考え方のみお示しいただきました。具体的な数値等については次回以降ということです。ここであらかじめ御確認したいことがあれば、お願いします。

●水道経営課 田代課長

このあたりはこれから詰めていかなくてはいけないところです。委員の皆様の御意見をいただけると 我々も検討を深められますので、よろしくお願いいたします。

●今西副委員長

SPC自体の資本金について、何か考えられていますか。

●水道経営課 田代課長

我々としては先ほど収支シミュレーションのところで説明したとおり、運営権者の資金調達は、資本金が50%と設定させていただきました。資本金の最低額等につきましては、特に制限しようとは考えてございません。資金調達の方法につきましては、コンセッション事業でも事業開始当初に一括で運営権対価等をもらう場合には、事業開始当初に多額の資金調達額が発生しますが、我々の事業は継続的な更新投資が発生するような事業スキームになるかと考えてございます。当初の資本金額は大きなポイントとはならないのではないかと考えてございます。

●大村臨時委員

コンソーシアム構成員に求める実績要件について、2点あります。一つは、これについて厚生労働省に相談しているとのことですが、下水道も大事だと思いますので、国土交通省にも意見を伺った方がいいのではないかと思います。

もう一つは、海外の件です。水という問題は、地政学や文化にも絡んでくるので、国内の実績だけを見た方がいいのではないかと私は思っています。検討内容が常識から逸脱した形で進むのは良くないので、検討していただければありがたいと思います。

●水道経営課 田代課長

国土交通省の意見については、確認させていただきます。

飲み水の話ですが、国レベルで水道から直接水を飲めるのは世界で8カ国くらいしかなく、その中でも カビ臭物質の設定があるのは世界でも日本だけだそうです。そういう意味では、日本の水道の、もちろん 下水道もそうだと思いますが、技術力が高いことは間違いありません。

我々としても、国内の実績があれば安心ですが、海外の実績を全く評価しなくてよいのか、海外企業を 全く閉め出して良いのかというと、それもまた違うところがございまして、海外の実績については厚生労 働省に相談させていただいているということでございます。

●大村臨時委員

技術などをどう評価するか説明がありましたが、技術の評価をできるような形に作ってほしいと思います。どこに技術評価が入ってくるのかが分かるようになるといいと思っています。多分、水質管理・運

転管理, 改築・修繕等, 地域貢献など色々なところに入ってくるとは思いますが, 御検討をお願いします。

●水道経営課 田代課長

恐らく資料7の3ページの水質管理・運転管理,改築・修繕等の部分が一番だろうと思いますが,御意見を踏まえまして,詳細な項目も含めて検討させていただきます。

●大村臨時委員

地域貢献も大事だと思います。

●水道経営課 田代課長

承知しました。

●田邉委員

優先交渉権者選定基準の基本的な考え方ということで、上の方に帯があって、数字の記載はないのですが、何となくウェイトを示しているような気がして、技術も含まれているかと思いますが、大変事業性を 重視して、安全にきちんとやっていこうとしているイメージを感じました。

先ほどの今西副委員長のお話とも関連してきますが、募集要項の概要(資料6)の8ページのところで、SPCの資本金や企業グループの信用力をどうやって判断したらいいかというところが非常に難しいところかと思います。募集要項では最低水準を区切るという意味で、背景にある企業の信用力やSPCの資本金が少なく、事業が不安定となるといったことは、こちらの評価項目で見るという考え方でよろしいですか。つまり、資本金の最低金額は足切りラインであって、内容はこちらで審査するということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

8ページの資本金の最低額につきましては、書いてありますとおり、万が一、親会社に資金援助を求めるといった場合の代表企業のイメージでございます。資本金の額につきましては求めないとお話ししましたが、5%、10%といったものをよしとはしませんので、我々のシミュレーションの中では50%、約40数億円だったかと思いますが、試算の中では設定してございます。最低でも同種企業レベルにしていただかないと困ると考えてございます。

●田邉委員

評価項目も公表されるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

この評価方法自体がすべて公表対象になります。どういう企業をよしとするかの県側のメッセージに なってまいります。こちらも来年3月に公表となります。

●田邉委員

企業グループの信用力は直接的には評価項目に入っていませんが、これを入れるのもあり得ると思いますが、これから議論するということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

実施体制の部分になるかもしれませんが、御意見賜りまして、検討させていただければと思います。

●増田委員長

資料1にフローチャートがありますが、具体的にどこまでが一次審査で、どこまでが二次審査でしょうか。もう一度、資料6、7の関係で説明をお願いします。

●水道経営課 田代課長

一次審査につきましては、資格審査のみと考えてございます。御議論いただきます募集要項で設定します資格要件を満たしているかという確認だけになります。その後、企画提案書を出していただき、具体の提案、プレゼンテーションの内容で審査するのが二次審査になります。

●今西副委員長

SPCには色々な種類があって、その幅をなかなか規定できない。通常の企業のように、この業界だからこうだ、といったことが言えないところがあると思います。SPC自体が特徴をどう出して、どう評価していくのか、というのがあってもいいと思います。項目を見てもSPCに関する項目があまりありませんよね。ただ、我々はSPCに対応するわけですから、SPC自体の特徴といったものが、コンソーシアムによって違うものが出てくる可能性があります。同じようなもので出てくる可能性は低いのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

参加を検討されている企業と、海外の事例も含めまして、SPCの形態に関する御意見もいただいていました。例えば、SPCについては経営マネジメントだけで、事業を実際にマネジメントするところをSPCの下に作るといった事業の執行体制もありますというお話もございました。

我々としては、議論の中で、上工下水3事業は極めて公共性の高い事業でございますので、技術力を持った方がしっかりと経営の一部に参加していただきたいという思いがありまして、これは厚生労働省も同じ思いで、水道事業の実績をSPCの中に求めることにしてございます。

我々としてはSPC自体が事業会社になっていただきたいので、こういう条件としてございます。その中で、出資比率等についても、どのくらい縛ることができるかは難しいところではありますが、みやぎ型管理運営方式を運営していただいて、きちんとした特別目的会社になっていただきたいという思いで作り込んでいるところでございます。今西副委員長から今お話があったことも踏まえながら、SPCの形の評価についても勉強させていただきます。

●増田委員長

定量的に評価できる技術者の数や過去の実績などの他に、定性的にしか評価できないノウハウなどがありますといった場合に、難しいと思いますが、確認事項としてもう少し細かい評価項目によって評価できないでしょうか。今回のこれが雛形のように他県の参考になっていくということもあります。

●水道経営課 田代課長

御指摘のとおり、選定基準(資料7)の2ページから5ページの選定の内容につきまして、詳細な資料

がございますので、第4回の委員会では御提示できるように間に合わせたいと思います。

●大村臨時委員

SPCがどのような形でできるかについても審査の基準のような、基準とは言わないのかもしれませんが、そういうものになるといいと思います。どういう形でSPCができるかというのは、非常に大事なことと思います。

●水道経営課 田代課長

御指摘を踏まえまして、検討させていただきます。

●大泉委員

資料6の8ページの最低資本金の件ですが、こちらは個別で満たさなくとも、連結で満たしていればよろしいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そこまで検討を深めてはおりませんが、個人的な意見としては連結企業であれば認めるのも可能かと 思います。

●大泉委員

例えば代表企業が水道専業であるところ、他に総合商社であるところが来ると自己資本比率などは同業他者ではないので比べられない、比べにくいということもあるかと思いますが、そういう場合は債権格付といったものも考慮するという感じでよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そのあたりが一番検討しなければいけないところだと思っております。二つ目のポツ(・)に同種企業を参考にと書いていましたが、あくまで最低資本金のイメージは資金繰りに詰まった場合の話ですので、果たして水道事業といった事業会社でもって縛るのがいいのかという問題があると思ってございます。商事会社であればかなりの資本金ですし、そういったところをどうするかは色々な事例を参考に検討しているところでございます。その結果を第4回委員会で御説明させていただければと思います。

●江口委員

優先交渉権者の選定について、基準の資料がありますが、手順、プロセス、体制なども第4回委員会で 提示されるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

今回は基本的なポイントや要素しかお示ししてございませんが、次回には詳しい内容を御説明できればと考えてございます。あと2回しかありませんので、検討のピッチを上げまして、次回詳しく御説明できればと思います。

●江口委員

スケジュールですが、次回委員会で募集要項、優先交渉権者選定基準の案が出てきまして、年度内にさらにもう一回2月中に委員会を行い、募集に入っていくことになります。募集から選定にかけて一者を選定するのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

来年3月に募集を開始しまして、締切は5月の連休明け頃までに設定しようと思っております。その後に一次審査を6月頃までに済ませ、来年の今頃から年明け頃までに二次審査として企画提案書を提出していただきます。その後、3か月ほどで優先交渉権者を選定することになります。3つから4つのグループには参加していただきたいと我々は思っておりますが、優先交渉権者と次点まで2つのグループを選定したいと考えてございます。優先交渉権者と基本協定書を結んだ上で契約書や要求水準書を最終案にしていきます。その段階では次点の候補者もいますという中で最終的な契約書も作成していくという作業になってまいります。1位と2位の2つのグループを選定するという形になります。

●江口委員

来年度6月頃までの一次審査の時点で2者になるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

違います。応募の締め切りが連休明け頃です。その段階で4つのグループが手を挙げたとしましたら、 その4つの資格審査を6月ぐらいまでに終わらせるということでございます。

●江口委員

そこから、二次審査のプロセスを長期的に行って、令和3年1月から3月ぐらいに二次審査の結果として、次点までの2グループを選定するということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そういうことになります。

●増田委員長

先ほどのフロー図で、競争的対話には委員会も参加する役割なのか、それとも、事務局と応募者の間で 議論されるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

競争的対話は事務局のみという形になります。

●増田委員長

そうすると、委員会は二次審査の提案のみを評価するということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そういうことになります。

●江口委員

競争的対話を含む一連の二次審査の過程において、この委員会は一度も参集されず、この二次審査の結果、選定の結論の段階で初めて委員会が開かれるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

今のところ設定はしてございませんが、必要性も含めまして、検討させていただければと思います。

●増田委員長

競争的対話の中で革新的な提案が出てきたときに、今回考えている枠を超えてしまうようなことが仮にあった場合に、委員会として議論した方がいいのではという気もするし、一方で、各企業の秘密に関する情報もあるので一般に広めない方がいいという気もしますので、御検討いただければと思います。

●水道経営課 田代課長

進め方につきましては、検討させていただきます。

●行政経営推進課 佐藤課長

これまでPFIで行った県の事業は2事業ありますが、そのときの状況を振り返らせていただいて、競争的対話を委員会で扱うのか扱わないのか、前例も見ながら事務局で検討させていただきまして、次回以降の委員会で考え方を御報告させていただければと思います。

●増田委員長

それでは、資料6・7は以上でよろしいでしょうか。

もし何かありましたら事務局まで御意見を寄せていただければ次回の委員会までに検討します。

『議事(4)その他』

●増田委員長

それでは、最後に議事(4)その他として、事務局から説明をお願いします。

●行政経営推進課 佐藤課長

その他ということで、冒頭からもお話ししておりますが、次回委員会については、来年1月15日ということでお願いいたします。今日素案で検討したところについては、案という形でお示ししたいと思っておりますし、基本的な考え方としてお示ししたものについては素案としてお示ししたいと考えてございます。年明け15日となりますので、事前説明も年明け早々からお伺いして回りたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

●増田委員長

それでは、御質問等なければ、事務局に進行をお返しします。

【3. 閉会】

●司会(行政経営推進課 籏野班長)

それでは、以上をもちまして、令和元年度第3回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を終了いたします。委員の皆様、長時間にわたり御審議いただきまして、どうもありがとうございました。